
開講科目名：企業会計法特殊研究（2単位）

開設年次：1年 2年 3年

開設学部：会計学研究科博士前期課程会計学専攻

担当者：尾崎 安央

《授業の概要》

【授業の概要】

日本の企業会計法制は、いわゆる「トライアングル体制」といわれ、会社法会計、金融商品取引法会計、法人税法会計が併存している。それらは共通する部分も多いが、各法が独自の規律内容を有する部分も少なくなく、その限りで、すべての法律が適用される会社にあっては、過重なコスト負担を強いている場合があると考えられる。近時の国際的な会計基準、具体的にはIFRSとの「コンヴァージェンス（共通化）」さらに進んで「アドプロシジョン」という動きは、「外圧」として、企業会計の世界的統合を促進する可能性を有するものの、かえって各法会計制度の「独自性」を求める圧力ともなりうる「危険性」を孕み、「統合」に逆行する事態が発生する可能性も予想される。近時の企業会計の国際化に對して、法はどのように応えるべきかが重要かつ喫緊の課題となっている。

本講義は、時間の関係から、会社法会計と金融商品取引法会計を中心に、その現状と課題を多角的に取り上げ、講義形式で授業を進めていくこととする。

具体的には、まず会社法会計から講じる。2006年5月施行会社法は、その詳細を法務省令（会社計算規則）に多くを委ねている関係で、その全貌を理解することは容易ではない。会社計算規則の改正も頻繁になされており、そのことも会社法会計の理解を困難にしているように思われる。そこで、まず、会社法会計の全貌を解説するところから始めたい。

次いで、金融商品取引法会計を取りあげる。会社法と金商法の「交錯」については、現在、様々に取り上げられている。しかし、受講者の中で「金融商品取引法」講義を聞かれた人は少ないと想像する。思うに、公認会計士の主要な業務は金融商品取引法監査であり、そのことに鑑みると、金融商品取引法は会計学の研究にとって必須の学識となるはずである。授業時間の関係もあり、また「企業会計法特殊研究」という講義である以上、金融商品取引法自体には深く入り込まないが、必要に応じて、金融商品取引法自体についても講じることとした。特に開示・会計・監査に関しては、このテーマに関する法律からのアプローチとは何かを理解してもらいたいと考えている。

講座の最後のところでは、中小企業会計を取り上げる予定にしている。会計の国際化が急速に進む現在にあって、きわめてドメスティックな中小企業会計の在り方を、法的側面から、検討してみたいと思っている。先に述べた「独自性」の議論がもっとも妥当する領域と考えられる領域であり、特に会社法会計や法人税法会計を視野に入れて検討を加えたいたいと考えている。例年、税理士を志望する学生が多いことに配慮した講義構成である。

この講義は前期集中講義である。集中講義のメリットを活かして、コマ割りにあまり捉われないで授業を進めたいと思う。しかし、大まかな予定だけは明らかにしておいた方が便宜であろう。

前半（8月）は会社法会計、後半（9月）は金融商品取引法会計となる予定である。

9月の最終回に試験をする予定にしているが、受講者の人数等を勘案して、レポート試験にする可能性もある。講義時に受講者と相談して決めたい。

レポート試験となった場合は、最終授業も講義となる予定である。

【評価方法】

最終回に試験を行う予定にしている。ただし、受講者が少人数の場合は、レポート試験と授業時間における態度・質疑応答等加味して評価し、教場試験をしない可能性もある。

《テキスト》

指定テキストはない。必要に応じてこちらで用意したコピー教材を使用する。ただし、例年、市販の「会計法規集」を使用している。現時点では、諸般の事情もあり、いずれのものを使用するか未定である。授業開始時までには連絡する予定にしており、追って連絡する。

《参考書》

講義内において、適宜、指示する。